

## 12. 鶴見台地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 ( 第 4 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
鶴見台地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 ( 長屋を除く。 ) (2) 兼用住宅でその他の用途が次のア又はイに該当するもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工 芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (3) 集会所 (4) 前3号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下 で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒 の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以 内である自動車車庫等

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 ( 第 7 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
鶴見台地区	160 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 ( 第 8 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
鶴見台地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物 又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合 計が5平方メートル以内である平家建物置 (2) 軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合 計が50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第 9 . 屋根の形状の制限 ( 第 11 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状
鶴見台地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根

別表第 10 . へいの構造の制限 ( 第 12 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
鶴見台地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類する もの以外のもので透視可能なもの